

土佐清水市人事行政の運営等の状況

令和4年12月
土佐清水市

目次

第1章 職員の任用等の状況

- 1 任用の状況
 - (1) 採用者数
 - (2) 退職者数
- 2 職員数の状況

第2章 職員給与の状況

- 1 総括
 - (1) 人件費の状況
 - (2) 給与費の状況
 - (3) 一般行政職のラスパイレス指数の状況
- 2 平均給料月額、初任給等の状況
 - (1) 平均給料月額及び平均年齢の状況
 - (2) 一般行政職の初任給
 - (3) 経験年数・学歴別平均給料月額の状況
 - (4) 一般行政職の級別職員数の状況
- 3 職員手当の状況
 - (1) 期末・勤勉手当
 - (2) 退職手当
 - (3) 特殊勤務手当
 - (4) 時間外勤務手当
 - (5) 扶養手当、住居手当、通勤手当

第3章 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

- 1 勤務時間
- 2 休暇の種類
- 3 育児休業等

第4章 職員のサービスの状況

- 1 年次有給休暇の取得状況
- 2 育児休業・介護休暇の取得状況
 - (1) 育児休業
 - (2) 介護休暇

第5章 職員の分限及び懲戒処分の状況

- 1 分限処分
- 2 懲戒処分

第6章 職員の研修の状況

- 1 研修の状況
- 2 勤務成績の状況

第7章 職員の福祉について

- 1 健康診断の実施
- 2 互助会制度
- 3 公務災害の発生状況

第8章 職員の利益の保護

- 1 勤務条件に関する措置の要求の状況
- 2 不利益処分に関する不服申立ての状況

第1章 職員の任用等の状況

1 任用の状況

(1) 採用者数

令和3年度に新たに採用された職員の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

区分		採用者数
全部局	一般行政職	3
	保健師	1
	保育士	3
	介護員	1
	消防職	2
	任期付職員	2
合計		12

※採用者数は、一般職に属する職員数であり、再任用職員及び臨時的任用職員を除いています。

(2) 退職者数

令和3年度に退職した職員の状況は次のとおりです。

(単位：人)

区分		退職理由等			
		定年	勸奨	その他	合計
全部局	一般行政職	2		4	6
	保健師			1	1
	保育士			2	2
	消防職	1		1	2
合計		3		8	11

※退職者数は、再任用後の離職者及び臨時的任用職員を除いています。

2 職員数の状況

部門別の職員数と主な増減事由は、次のとおりです。

(各年4月1日現在、単位：人)

区分		職員数		対前 年増 減数	主な増減理由
		令和 3年	令和 4年		
一般行政部門	議会	3	3		
	総務	44	44		
	税務	11	11		
	保育	29	30	1	保育士の欠員補充
	民生	20	20		
	衛生	14	13	▲1	保健師の欠員不補充
	農林水産	11	11		
	観光商工	15	16	1	業務増による商工系の増員
	土木	11	12	1	業務増による国土調査系の増員
	小計	158	160	2	
特別行政部門	消防	35	37	2	消防職の欠員補充
	教育	14	14		
	小計	49	51	2	
公営企業等会計部門	水道	7	7		
	国保・後期・介護・再生エネルギー	18	18		
	しおさい	37	37		
	小計	62	62		
合計		269	273	4	

第2章 職員の給与の状況

1 総括

(1) 人件費の状況

令和3年度一般会計決算における人件費の状況は、次の表のとおりです。

住民基本台帳 人口（令和4 年3月31日現 在）	歳出額（A）	実質収支	人件費（B）	人件費率 （B/A）	令和2年度 の人件費率
12,437人	千円 11,326,101	千円 310,695	千円 1,875,889	16.56%	16.00%

※人件費とは、職員の給与費・共済組合負担金・退職手当・特別職の報酬などです。

※一般会計とは、水道、国保事業等の特別会計を除いたものです。

(2) 給与費の状況（一般会計）

職員数（A）	給 与 費				1人当たり給与費（B/A）
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計（B）	
人 215	千円 716,431	千円 114,681	千円 282,730	千円 1,113,842	千円 5,181

※職員手当とは、扶養手当・住居手当・通勤手当などです。

(3) 一般行政職のラスパイレス指数の状況

区分	令和3年度	令和2年度
本市ラスパイレス指数	96.2	96.1

※ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

2 平均給料月額、初任給等の状況

(1) 平均給料月額及び平均年齢の状況

職員の代表的な職種の平均給料月額及び平均年齢は、次の表のとおりです。

(令和4年4月1日現在)

職種	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	300,028円	42.1歳
技能職	299,469円	49.8歳

令和4年地方公務員給与実態調査による

(2) 一般行政職の初任給

(令和4年4月1日現在)

区分		土佐清水市		国	
		初任給	採用2年経過後の給料月額	初任給	採用2年経過後の給料月額
一般行政職	大学卒	171,700円	188,700円	182,200円	195,500円
	高校卒	150,600円	160,100円	150,600円	160,100円

(3) 経験年数・学歴別平均給料月額の状況

		経験年数				
		5年以上 7年未満	10年以上 15年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満
一般行政職	大学卒	212,000円	267,500円	346,200円	381,700円	395,700円
	高校卒	188,700円	232,000円	280,100円	366,200円	372,600円

令和4年地方公務員給与実態調査による

(4) 一般行政職の級別職員数の状況 (令和4年4月1日現在)

級別職務分類表

職務の級	基準となる職務	合計	
1級	定型的な業務を行う職務	18人	12.8%
2級	知識または経験を必要とする業務を行う職務	22人	15.6%
3級	高度な知識と経験を必要とする業務を行う職務	19人	13.4%
4級	係長の職務、困難な業務を行う職務	42人	29.8%
5級	課長補佐の職務	22人	15.6%
6級	会計管理者または課長の職務	18人	12.8%
合計		141人	100.0%

3 職員手当の状況

(1) 期末・勤勉手当

期末・勤勉手当は、国家公務員と同様、年2回に分けて支給されています。

区分	土佐清水市			国		
期末・勤勉手当	(令和3年度支給割合)			(令和3年度支給割合)		
		期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
	6月期	1.275月分 (0.725月分)	0.95月分 (0.45月分)	6月期	1.275月分 (0.725月分)	0.95月分 (0.45月分)
	12月期	1.275月分 (0.725月分)	0.95月分 (0.45月分)	12月期	1.275月分 (0.725月分)	0.95月分 (0.45月分)
	計	2.55月分 (1.45月分)	1.9月分 (0.9月分)	計	2.55月分 (1.45月分)	1.9月分 (0.9月分)
	職制上の段階・職務の級による加算措置有			職制上の段階・職務の級による加算措置有		

※()は再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当 (令和4年4月1日現在)

退職手当は、職員が退職する場合に、勤務した年数及び退職の理由に応じて支給されています。

区分	土佐清水市			国		
退職手当	(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
	勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
	最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
	1人当たり平均支給額 (令和3年度)					
	自己都合	勸奨・定年				
	2,748千円	21,719千円				

(3) 特殊勤務手当

区分	全職種
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和3年度）	14.7%
支給総額（令和3年度決算）	2,451千円
手当の種類（手当数）	8
手当の名称	行旅病人同死亡人取扱手当
	防疫衛生手当
	労務手当
	小動物死体処理従事手当
	夜間特殊業務手当
	救急出動手当
	火災出動手当
	潜水手当

(4) 時間外勤務手当（一般会計分）

定められた勤務時間以外の時間に勤務した職員に支給されています。

区分	令和3年度	令和2年度
支給総額	32,354千円	27,761千円
1人当たり平均支給年額	154,801円	154,223円

(5) 扶養手当、住居手当、通勤手当

扶養手当は、扶養親族のある職員に支給されています。

住居手当は、住宅を借り受け、家賃を支払っている職員などに支給されています

通勤手当は、通勤のため交通機関を利用し、運賃を負担している職員などに支給されています。

区分	市の制度の内容	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
扶養手当	配偶者、父母等 6,500円 子 10,000円 ただし、配偶者のいない職員の扶養親族の1人目 子 10,000円 父母等 6,500円 満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算	同じ	
住居手当	借家・借間居住者 基礎控除額 16,000円 最高支給限度額 28,000円	同じ	
通勤手当	1 交通機関等利用者 定期券又は回数券等による運賃等相当額 支給限度額1か月当たり 45,000円 2 交通用具使用者 3,500円（片道2km以上3km未満）から 最高23,300円（20km以上）	異なる	1 交通機関等利用者 支給限度額 1か月当たり 55,000円 2 交通用具使用者 2,000円（片道2km以上5km未満）から最高31,600円（60km以上）

第3章 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

1 勤務時間

職員の勤務時間については、市の条例及び規則で定められています。一般的な勤務形態（週38時間45分勤務）は次のとおりです。

勤務開始時刻	勤務終了時刻	休憩時間	1日の勤務時間
8時30分	17時15分	12時～13時	7時間45分

※勤務場所により、上記と異なる勤務形態の場合があります。

2 休暇の種類

区分	内容		備考
年次有給休暇	1年につき20日（未取得日数分は20日を上限に翌年に繰越可能）		有給
病気休暇	負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合、医師の証明に基づき必要最小限度の期間		有給
特別休暇	公民権の行使	必要と認められる期間	有給
	裁判員、証人等として裁判所等へ出頭する場合	必要と認められる期間	有給
	骨髄移植・ドナー登録	必要と認められる期間	有給
	社会貢献活動	5日以内	有給
	結婚	婚姻届提出の日の7日前から婚姻届提出の日後6月を経過する日までの期間内で連続した7日の範囲内	有給
	不妊治療に係る通院等	5日（頻繁な通院が必要とされる治療を受ける場合は10日）以内	有給
	女子職員の出産	産前：出産予定日から8週以内（多胎の場合は産前14週以内） 産後：出産の翌日から8週（就業を申し出た場合で医師が支障がないと認めた場合は6週）	有給
	生後1年3月に達しない子の育児	1日2回それぞれ45分以内（双子の場合は60分以内）	有給
	職員の妻の出産	職員の妻が出産するため入院する等の日から出産の日後2週間を経過するまでの期間内で3日以内	有給
	男性職員の育児参加	職員の妻が出産する場合であって、出産予定日の6週間前の日から出産の日後1年を経過する日までの期間内で5日以内	有給
	忌引	続柄等に応じ1～7日以内	有給
	父母の追悼行事	1日（死亡後15年以内に行われるものに限る）	有給
	災害等による住居の滅失又は損壊	7日以内	有給
災害等による通勤困難	必要と認められる期間	有給	

区分	内容		備考
特別休暇	通勤途上における災害など発生時の安全確保	必要と認められる期間	有給
	能率増進計画の実施	必要と認める期間	有給
	女子職員の生理	必要と認められる期間	有給
	妊娠中の女子職員の定期健診	妊娠 23 週までは 4 週につき 1 回、24 週から 35 週までは 2 週間に 1 回、36 週から出産までは 1 週間に 1 回、産後 1 年まではその間に 1 回（1 回につき 1 日以内）	有給
	妊娠中の女子職員の通勤緩和	勤務時間の始め又は終わりにおいて、1 日を通じて 1 時間以内	有給
	妊娠障害	妊娠の期間中 7 日以内	有給
	子（小学校就学までの子）の看護	5 日以内（小学校就学までの子が 2 人以上の場合は 10 日以内）	有給
	家族（配偶者、小学生以上中学生以下の子、父母、配偶者の父母）の看護	5 日以内	有給
	短期の介護休暇	5 日（要介護者が 2 人以上の場合は 10 日）以内	有給
組合休暇	職員が職員団体の業務又は活動に従事する場合 1 年につき 30 日以内の期間		無給
介護休暇	職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等で、負傷、疾病又は老齢により 2 週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当と認められる場合 3 回を超えず、かつ、通算して 6 月以内の必要な期間		無給
介護時間	要介護者の介護をするため、連続する 3 年の期間内において 1 日につき 2 時間を超えない範囲内で必要と認められる時間		無給

3 育児休業等

区分	内容
育児休業	任命権者の承認を受けて、3 歳に達しない子を養育するため、その子が 3 歳に達する日まで育児休業をすることができるもの。
育児短時間勤務	任命権者の承認を受けて、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、短時間勤務をすることができるもの。
部分休業	任命権者の承認を受けて、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、勤務時間の始め又は終わりにおいて、1 日を通じて 2 時間を超えない範囲で勤務しないことができるもの。

第4章 職員のサービスの状況

1 年次有給休暇の取得状況

職員の令和3年(令和3年1月1日～12月31日)の年次有給休暇の取得状況は、次のとおりです。

総付与日数 A	総取得日数 B	取得率 B/A*100	対象職員数 C	一人当たりの 平均取得日数 B/C	(参考) 令和2年一人 当たりの平均 取得日数
8,770日	2,191日	24.98%	234人	9.4日	9.3日

※再任用職員、派遣職員、育児休業又は病気休暇を取得した職員は除いています。

※総付与日数には前年からの繰り越し分を含んでいます。

2 育児休業・介護休暇の取得状況

(1) 育児休業

令和3年度中に新たに育児休業を取得した職員の取得状況は、次のとおりです。

(単位：人)

区分	育児休業 取得者数	育児休業承認期間						
		3月 以下	3月超え 6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月 以下	1年6月 超え2年 以下	2年超え 2年6月 以下	2年6月 超え
男性職員								
女性職員	3			2	1			
計	3			2	1			

(2) 介護休暇

令和3年度中に新たに介護休暇を取得した職員の取得状況は、次のとおりです。

該当者なし

第5章 職員の分限及び懲戒処分の状況

1 分限処分

分限処分とは、一定の事由がある場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分をいい、その処分としては休職、降任、免職等があります。

令和3年度の分限処分の状況

処分の事由	処分の種類			
	降任	免職	休職	合計
勤務成績不良の場合				
心身の故障の場合			21	
適格性の欠如の場合				
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合				
刑事事件に関し起訴された場合				
水難、火災その他災害により、生死不明又は所在不明となった場合				
合計			21	

2 懲戒処分

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分をいい、その処分として、戒告、減給、停職、免職があります。

令和3年度の懲戒処分の状況

処分の事由	処分の種類				
	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に反した者					
職務上の義務に違反し又は職務を怠った者	1				1
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった者		2			2
合 計	1	2			3

第6章 職員の研修の状況

1 研修は、職員が現在ついている職及び将来つくことが予想される職位の職務と責任の遂行に必要な知識技能を習得させ、職員の資質の向上と勤務能率の発揮及び増進を図ることを目的として実施しています。

(1) 令和3年度にこうち人づくり広域連合が実施した研修の受講実績

研修名称	対象者	研修のねらい・内容	受講者数
新規採用職員研修	新規採用職員	公務員としての心構えと役割を認識するとともに、職務上必要な基礎知識を学び、地域住民の立場に立って行動する職員を育成する。	9名
採用2年目研修	勤務年数2年目の職員	組織の中での役割を理解し、効率的な仕事の進め方や柔軟なものの見方を学び、自ら考え行動できる職員を育成する。	5名
採用5年目研修	勤務年数5年目の職員	組織の中での役割を理解し、創造力開発及び業務改善能力を備え、主体的に職務を推進する職員を育成する。	3名
採用10年目研修	勤務年数10年目の職員	自己の能力や組織の中での役割を理解し、課題発見・解決力と政策力を持つ職員を育成する。	1名
基本研修（一般）	採用5年目・採用10年目職員研修を受講する職員	公務員としての倫理観、使命感を醸成し、幅広い人権問題に対する意識の涵養と、開かれた職場づくりを実現していくことの重要性を認識し、自ら行動していく職員を育成する。	9名
基本研修（管理職）	係長研修を受講する職員	公務員としての倫理観、使命感を醸成し、幅広い人権問題に対する意識の涵養と、開かれた職場づくりを実現していくことの重要性を認識し、自ら行動していくためのリーダーを育成する。	8名
係長研修	新任係長	仕事の管理と部下育成を認識し、課全体の方向性を意識する職員を育成する。	5名

研修名称	対象者	研修のねらい・内容	受講者数
課長補佐研修	新任課長補佐	管理者としての役割と人材育成のあり方について理解し、組織のビジョンを思い描ける職員を育成する。	1名
人事・研修担当者研修	人事・研修担当職員	人事・研修担当者としての知識・技能の向上を図る。	2名
自治体法務入門研修	全職員	業務上の課題等を法に基づいて考え判断する能力など、これからの自治体職員に必要とされる法務を習得する。	2名
管理職のためのメンタルヘルス研修	係長級以上の職員	メンタルヘルスについて、職場の現状を踏まえながら、特に管理職に求められる復職支援やラインケアのあり方を学び、実践につなげる。	1名
(防災・減災力向上セミナー)いのちをつなぐ避難所設置のポイント	全職員	災害発生時にはいかにして円滑に避難できるようにするのか、避難所生活においてそれぞれのニーズに応じた生活が送れるよう、どのような対策を行うべきか考える。	1名

(2) 令和3年度に市が実施した研修の受講実績

研修名称	対象者	研修のねらい・内容	受講者数
人事評価研修	全職員	人事評価制度の概要、目標設定の仕方と評価について学ぶ。	158名
評価者研修	係長級以上の職員	人事評価の考え方、面談のポイント等について学ぶ。	81名
ハラスメント研修	係長級以上の職員	ハラスメントに関する知識や事例を知ること、ハラスメントの防止やリスク回避を行う。	65名
法制執務基礎研修	採用5年目までの職員及び希望者	例規の種類、形式や法令用語の使い方等、法制執務の基礎知識を学び、例規を正しく読む力を習得する。	22名
起案文書作成基礎研修	10年目以下の職員	行政活動の基礎となる「起案文書」について、起案作成準備から施行に至るまでの流れに沿って学び、必要となる文書・法務の基本的な知識を習得する。	40名
マイナンバー研修	「特定個人情報保護評価計画管理書」に記載のある事務に従事する職員	特定個人情報の適正な取扱いや個人情報漏えい防止対策等の留意点を学ぶ。	27名
人権教育推進講座	全職員(必須:採用5年目までの職員)	人権を尊重する社会づくりの推進につなげる。	272名
パートナーシップ・ファミリーシップ制度導入に係る職員研修	全職員	性的指向・性自認(SOGI)やパートナーシップ・ファミリーシップ制度に関する理解を深める。	47名
会計事務研修	係長級以上の職員	会計事務のチェック体制の強化、基礎・実務的な知識を深める。	69名

研修名称	対象者	研修のねらい・内容	受講者数
手話言語研修	係長級以上の職員	聴覚障害者の現状を理解し、手話言語の基礎知識を身に着ける。	69名
職員ゲートキーパー研修	係長未満の職員	身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、専門機関につながる見守っていけるよう、生きることを支援する人（ゲートキーパー）に関する理解を深める。	49名
成年後見制度研修	全職員	成年後見制度の理解を深める。	47名

2 勤務成績の状況

平成30年度から全職員を対象に人事評価結果を勤勉手当に反映させています。令和3年度は、能力評価の評価方法を一部見直しました。

第7章 職員の福祉について

職員の安全と健康を確保し、快適な環境を形成するために、労働安全対策を行う体制を整備しています。また、各種健康診断を実施し職員の健康管理を実施しています。

1 健康診断の実施（令和3年度）

- (1) 定期健康診断
- (2) 特殊健康診断
- (3) 人間ドック

2 互助会制度（令和3年度）

互助会の名称 高知縣市町村職員互助会
 会員数 302名（会計年度任用職員を含む）
 公費負担金額 5,590,200円（公費負担率：50%）
 会員掛金総額 5,590,200円
 主な事業内容 医療費助成、休養施設利用助成、各種祝金、弔慰金、災害見舞金等

3 公務災害の認定状況（令和3年度）

公務中又は通勤途中で災害に遭い、公務災害又は通勤災害と認定されたときは、地方公務員災害補償制度によって治療費等が補償されます。令和3年度は0件でした。

第8章 職員の利益の保護について

1 勤務条件に関する措置の要求の状況

職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の審査・判定を公平委員会に委託しています。令和3年度は0件でした。

2 不利益処分に関する不服申立ての状況

職員に対する不利益処分についての不服申立てに対する採決又は決定を公平委員会に委託しています。令和3年度は0件でした。